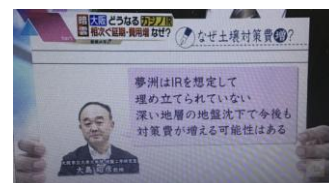


## 夢洲の土壤汚染と膨らむコスト

大阪湾の夢洲開発をめぐり、万博と IR カジノの今を伝える報道も多くなってきた。当然であり、夢洲開発は大阪市の将来を左右する問題なのだ。大阪に転居して4年余り、夢洲開発が私の調査研究の一つのテーマになっている。新年早々、夢洲の新たな動きもみられ、目が離せない。

写真は読売テレビの報道「暗雲 大阪どうなるカジノ IR 相次ぐ延期・費用増なぜ？」から撮ったものだ。この番組は正確ではない指摘もあるが、夢洲開発のコスト



上昇と地元(大阪市)負担膨張の構図をビジュアルに伝えている。

夢洲の土壤汚染については、桜田照雄「大阪夢洲カジノの経済・環境問題」(『日本の科学者』2019年10月号)に次のように書かれている。

大阪市は1974年から2002年にかけて有機汚濁(443万 $\text{m}^3$ )を行い、とくに1991年から2000年にかけては、PCB含有土砂(47万 $\text{m}^3$ )、2006年からは底質ダイオキシン類の除去を行った。これらの汚濁残土は、1987年からは、夢洲2区、3区に埋め立てられている。つまり、有効な法規制の枠外で汚濁土砂による埋立が続けられていた時期があるのである。



汚濁土砂や建設残土の環境基準を定めている法律の一つに「土壤汚染対策法」(2003年)がある。陸上残土や汚濁土砂は、土壤汚染対策法では「廃棄物」とされてはいない。これらを「廃棄物」と規定しているのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(海防法)」(1970年)である。「海防法」では、いかに汚染された汚濁土砂であったとしても、「土地の造成へと有効利用をはかる場合、汚濁土砂は造成のための『材料』であり」「人が不要とした物ではないから、廃棄物ではない。したがって、『海防法』にいう廃棄物処分の適用を受けない」というわけである。

しかも、国土交通省港湾局が「汚濁土砂の海洋投入及び有効利用に関する技術指針」を定めたのは2006年6月のことなので、「法に基づいて適正に処理している」と行政当局が述べたとしても、夢洲での汚濁土砂の埋立が開始されるのは1987年であるから、20年近くにわたって、この「指針」が適用されようがない「空白期間」が存在する。

夢洲1区には、ダイオキシンやPCBなど有害化学物質が含まれている焼却灰が1000万トンも埋め立てられている。夢洲2区・3区だけでなく、1区も万博会場として活用される。IRカジノ用地の汚染や液状化に注目が集まるが、万博用地にも目を向けたい。

(2022年1月22日)